

賃貸住宅入居者向けの総合保険

安心保険プラスⅢ スーパー

入居者総合安心保険プラスⅢ

家財保険

修理費用
保険

借家人賠償
責任保険

個人賠償
責任保険

4つの安心の
補償がセットに



INDEX

- パンフレット 商品のご案内 P.1-4
- 重要事項説明書 契約概要・注意喚起情報 P.5-8
- 保険加入のお手続きの流れ P.9
- 約款・特約 普通保険約款・特約 P.10-25
- 住まいの応急サービス利用規約 P.26

 **エタニティ** ETERNITY
少額短期保険株式会社

本冊子は「安心保険プラスⅢスーパー（入居者総合安心保険プラスⅢ）」のパンフレット、重要事項説明書、約款・特約を1冊にまとめたものです。

こんな“もしも”のとき
どうなるの…？



漏水で階下のお部屋を
水びたしにしまった…

A

入居物件からの漏水の場合、**入居物件の損害や隣室・階下の物件などの損害に対し賠償しなければなりません！**
そのようなとき、**賠償責任保険**がお役に立ちます。



お隣さんが火事に！
私の家財の補償は…？

A

隣家・隣室からの出火により**お客さまの家財に損害が生じても賠償を受けることはできません！**
このようなとき、**家財保険**がお役に立ちます。

（出火の原因が故意・重大な過失による場合を除き、失火の責任に関する法律により火元の方へ賠償請求することはできません。）

退去される場合には保険の解約手続きも必要です。
お早めに解約受付センターまでご連絡ください。

解約受付センター **0120-051-730**

（土・日・祝日、年末年始の休業日を除く 9:00～17:00）

取扱特約店

賃貸住宅にお住まいの皆さまの大切な家財や賠償責任などを補償します。

家財保険金額の目安を参考にコースをご選択ください

家財の保険にご加入の際には、新価(再調達価額)*で家財の評価をおこない、保険金額をお決めいただく必要があります。※同等の物を新たに購入するのに必要な金額をいいます。

家財保有額基準表				
間とり	1ルーム、1K、1DK	1LDK、2K、2DK、2LDK	3K、3DK、3LDK	
家財保険金額の目安	320万円～520万円	420万円～620万円	520万円～720万円	

保険金額(補償限度額)・保険料コース表							
コース	A	B	C	D	E	S	
保険金額	家財	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	300万円
	修理費用	100万円					100万円
	入居者賠償責任	3,000万円*					3,000万円*
保険料	保険期間2年	18,000円	20,000円	22,000円	24,000円	26,000円	16,000円
	保険期間1年	11,000円	12,250円	13,500円	14,750円	16,000円	9,750円

*1回の事故でお支払いする借家人賠償責任と個人賠償責任の保険金の合計額は 3,000万円(入居者賠償責任保険金額)を限度とします。

修理費用保険

入居物件が偶然な事故で損壊し、賃貸借契約に基づく原状回復義務により、または緊急的に、被保険者または相続人等の負担で修理した修理費用に対して補償します。

保険金をお支払いする 主な場合	支払 限度額	保険金をお支払いしない 主な場合
・竜巻により飛来した瓦で窓ガラスが割れた。 ・盗難被害にあい、玄関ドアを壊された。 ・寒暖差により窓ガラスが割れた。	100万円 限度	・地震によりガラスが割れた。 ・網入りガラスがサビによりひび割れた。
・入居物件の専用上水道管が凍結により破損した。	30万円限度	・老朽化により水道管が破損した。
・入居物件の専用上水道管が凍結し、水道が使用不能となり凍結解冻作業を業者へ依頼した。	30万円限度 保険期間中1年ごとに1回まで	・共用部分の水道管が凍結し、解冻を業者に依頼した。
・入居物件内で被保険者がお亡くなりになったことを原因として、入居物件の清掃が必要となった。	50万円限度	・被保険者がお亡くなりになり、共用部分の清掃が必要となった。
・被保険者がお亡くなりになり、入居物件からの遺品の搬出を相続人等が業者へ依頼した。	50万円限度	・同居人が継続して入居し続ける場合で、被保険者の遺品を整理した。

借家人賠償責任保険

火災・爆発・水ぬれなどを起こして、入居物件に損害を与えてしまい、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金を補償します。

保険金をお支払いする 主な場合	支払 限度額	保険金をお支払いしない 主な場合
・誤って火災を起こし、入居物件に損害を与えた。	3,000万円 限度 (入居者賠償責任保険金額限度)	・隣室からの出火により、入居物件が類焼した。 ・分電盤の老朽化により漏電し、火災となった。
・洗濯機のホースが外れ、入居物件の床が水浸しになった。 ・熱帯魚の水槽の水があふれ、入居物件の床が水浸しになった。	3,000万円 限度 (入居者賠償責任保険金額限度)	・老朽化した水道管から漏水し、入居物件の床が水浸しになった。 ・共用部の水道管が破裂し、入居物件の床が水浸しになった。
・化粧水の瓶を落としてしまい、洗面台を破損した。 ・便座に座った際に便座を破損した。 ・部屋の模様替えて、家具を移動した際に壁に穴をあけた。 ・入浴中に転倒してしまい、浴槽を破損した。 ・灯油をこぼして床を汚損した。	3,000万円 限度 (入居者賠償責任保険金額限度) 自己負担額 1万円	・結露により、内壁にカビが発生した。 ・たばこのヤニにより壁が変色した。

家財保険

火災や水ぬれ、盗難など、次の事故により生じた家財の損害を補償します。

	保険金をお支払いする 主な場合	保険金をお支払いしない 主な場合
火災・破裂・爆発	・ストーブの火が燃え移り、家財に損害が出た。 ・隣室からの出火により家財に損害が出た(類焼被害)。 ・ストーブの前に置いていたスプレー缶が破裂して、家財に損害が出た。	地震、噴火、津波による火災で家財に損害が出た(地震火災費用保険金のお支払い対象となる場合があります)。
落雷	落雷によりテレビやパソコンが壊れた。	落雷によりパソコンの中のデータが消滅した(データやプログラムは対象外)。
風災・ひょう災・雪災	台風による風で窓ガラスが割れ、家財にも損害が出た。	天井からの雨漏りにより家財に損害が出た。
建物外部からの物体の飛来・落下・衝突・倒壊	飛んできたボールが窓ガラスを割り、さらに室内の家財に損害が出た。	飛んできたボールが自動車のフロントガラスを割った。
給排水設備の事故または他の戸室で生じた事故による水ぬれ	上階の他人の戸室からの漏水により、家財に損害が出た。	自室のエアコンからの水漏れにより、自室の家財に損害が出た。
盗難	・何者かが侵入し、家財を盗まれた。 ・入居するアパート敷地内の駐輪場から自転車を盗まれた。	駅前の駐輪場に置いてあった自転車を盗まれた。
第三者によるいたづら	何者かが侵入し、盗難被害はなかったが、家財に損害が出た。	自分の子供が遊んでいてテレビを壊した。
水害	大雨により近くの河川が氾濫し、床上浸水になり家財に損害が出た。	・屋外に設置された物置内の家財に損害が出た。 ・駐輪場の原付バイクが水没した。
持ち出し家財の損害	旅行の際、宿泊中のホテルが火事になり、入居物件から持って出た荷物に損害が出た(日本国内のみ)。	宿泊したホテルに荷物を置き忘れ、紛失してしまった。

※上記の他、騒じょう・集団行動・労働争議に伴う暴行・破壊による事故により生じた家財の損害も補償します(暴動を除きます)。

個人賠償責任保険

入居物件の使用・管理に起因する偶然な事故や、日常生活においてご本人やご家族が第三者にケガをさせたり、第三者の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金を補償します(日本国内のみ)。

保険金をお支払いする 主な場合	支払 限度額	保険金をお支払いしない 主な場合
・洗濯機の水があふれて階下の物件の壁や家財に損害を与えた。 ・ベランダからものを落として階下の物件のものを破損した。 ・買い物中にお店の商品を破損した。 ・子供が誤って近所の子供にケガを負わせた。 ・自転車で他人に接触し、ケガを負わせた。	3,000万円 限度 (入居者賠償責任保険金額限度)	・共用部の水道管が詰まって漏水し、階下の物件に損害が出た。 ・知人のパソコンを借りていて壊した。 ・自動車を運転中、事故を起こし損害賠償責任を負った(原付バイクでの事故も対象外)。 ・業務に起因する事故により損害賠償責任を負った。

! 事故にともなう費用保険									
臨時費用	取付け費用	残存物費用	失火見舞	賃借費用	費用	地震火災	交換費用	ドアロック	リビング
●	●	●	●	●	●	●			
●	●		●						
●	●		●						
●	●		●						
			●				●	●	
			●						●

任意セット特約

地震災害一時金特約

入居物件の属する建物が地震等による損害により全壊または大規模半壊となった場合、一律30万円をお支払いします。(保険金のお支払いには、各自治体発行の全壊または大規模半壊の「り災証明書」が必要です。)

【特約保険料】	
保険期間	特約保険料
2年	4,000円
1年	2,250円

パンフレットは概要を説明したものです。保険金をお支払いしない場合等、お客さまにとって不利益となる事項やその他注意事項等もございますので、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「約款・特約」をよくお読みください。ご不明な点がございましたら、表紙記載の取扱特約店または弊社までお問い合わせください。



申込書を記入される際やマイページからご加入のお手続きをされる際には、このページの手順に沿ってのお手続きをお願いいたします。



以下の手順に沿って、保険契約の内容がお客さまのご意向に合致した内容となっていることをご確認のうえ、お申し込みください。

STEP
1

意向把握

この保険がお客さまの抱えているリスクと保険加入のご意向に合致しているかのご確認

この保険は、賃貸物件の入居者を取り巻くさまざまなリスクに対処するための保険商品です。お客さまのご意向に合致していますか？

▶▶▶▶▶ ご意向に合致していない場合は、取扱特約店までお申し出ください。

STEP
2

契約内容確認

申込書（申込画面）記載のご契約プランの内容がお客さまのご意向に合致するかのご確認

「パンフレット」「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」「約款・特約」をよくお読みください。
商品内容をご理解いただいたうえで、申込書（申込画面）記載の補償内容をご確認ください。



賃貸物件へご入居されるお客さまのご意向を推定し、ご契約プランを作成いたしました。
申込書記載の補償内容は、お客さまのご意向に合致していますか？

▶▶▶▶▶ ご意向に合致していない場合や契約内容を変更される場合は、取扱特約店までお申し出ください。

- ご入居者さま、ご契約者さまについてご確認のうえ、ご記入（ご入力）ください（※印は必須）。
- 告知事項欄をご確認ください。該当する場合はご記入（ご入力）ください。



STEP
3

意向確認

お申し込みされるご契約プランの内容が最終的にお客さまのご意向に合致することのご確認

●お申し込みされるご契約プランの内容が、最終的にお客さまのご意向に合致することをご確認ください。
※地震災害一時金特約は保険期間の途中で付帯することができません。また、保険期間の途中で地震災害一時金特約のみを解約することはできません。付帯の有無についてあらためてご確認ください。

▶▶▶▶▶ ご意向に合致していない場合や契約内容を変更される場合は、取扱特約店までお申し出ください。

お客さまのご意向に合致している場合は、申込書（申込画面）下部の意向確認のチェックボックスに ☒ してください。



STEP
4

申込人（契約者）確認

●申込書に記載された内容を再度チェックし、その内容が正しいことをご確認のうえ、ご署名（フルネーム）ください。
申込人が法人の場合は、記名・押印（法人名を確認できる代表者印・役職者印または社印）ください。

●マイページからお手続きされている場合は「この内容で保険契約を申し込みます」ボタンをクリックしてください。

お手続きありがとうございました。引き続き保険料のお支払い手続きをおこなってください。

FAX（申込書）からのお申し込み	WEB（マイページ）でのお申し込み
弊社から「引受通知書兼保険料ペイジー＆コンビニ払込取扱票」を送付いたしますので、お支払期限までに保険料をお支払いください。	ご選択いただいた決済方法のご案内に沿って、お支払期限までに保険料をお支払いください。

入居者総合安心保険プラスⅢ 普通保険約款・特約

第1章 総則	
第1節 一般条項	
第1条 この商品と約款、加入内容確認証について	10
第2条 用語の意味	10
第3条 保険期間	10
第4条 被保険者の範囲	10
第5条 複数契約の取扱い	10
第6条 契約申込時の告知義務	10
第7条 契約後の通知義務等	11
第8条 保険契約の無効、取消	11
第9条 保険契約の失効	11
第10条 重大事由による保険契約の解除	11
第11条 保険契約解除の効力	11
第12条 保険契約の任意解約	11
第13条 解約返戻金	11
第14条 加入コース変更の不可	12
第15条 保険料の増額、保険金額の減額または保険金の削減支払をおこなう場合	12
第16条 保険契約の更新	12
第17条 時効、準拠法および訴訟の提起	12
第2節 保険金請求と保険金支払	
第18条 保険金の受取人	12
第19条 事故報告の手続き	12
第20条 事故発生による保険契約者および被保険者の義務	12
第21条 保険金請求の手続き	12
第22条 保険金の支払時期	12
第23条 代位	13
第24条 他の保険契約等がある場合の保険金の支払額	13
第25条 保険金支払い後の保険契約の特則	13
第26条 補償上の紛争の処理	13
第27条 時効	13
第2章 入居者損害安心保険プラスⅢ	
第1節 家財保険条項	
第28条 家財保険の目的	13
第29条 家財保険金を支払う場合	13
第30条 家財保険金の支払額	14
第31条 家財保険金を支払わない場合	14
第32条 損害防止義務および損害防止費用	14
第33条 損害調査における特則	14
第34条 残存物および盗難品の帰属	14
第2節 費用保険条項	
第35条 費用保険金を支払う場合	15
第36条 費用保険金の支払額	15
第3節 修理費用保険条項	
第37条 修理費用保険金を支払う場合	15
第38条 修理費用保険金の支払額	16
第39条 修理費用保険金を支払わない場合	16
第3章 入居者賠償責任安心保険プラスⅢ	
第1節 借家人賠償責任保険条項	
第40条 借家人賠償責任保険金を支払う場合	16
第41条 借家人賠償責任保険金の支払額	17
第42条 借家人賠償責任保険金を支払わない場合	17
第43条 損害賠償責任解決の特則	17
第2節 個人賠償責任保険条項	
第44条 個人賠償責任保険金を支払う場合	17
第45条 個人賠償責任保険金の支払額	17
第46条 個人賠償責任保険金を支払わない場合	18
第47条 損害賠償責任解決の特則	18
特約	18
別表1 用語の意味一覧表	23
別表2 短期率表	24
別表3 重複契約の場合の支払按分計算について	25

第1章 総則

第1節 一般条項

第1条（この商品と約款、加入内容確認証について）

- 当会社の商品である「入居者総合安心保険プラスⅢ」は、火災等の事故から財産を守る「入居者損害安心保険プラスⅢ」と、損害賠償責任に備える「入居者賠償責任安心保険プラスⅢ」からなる賃貸住宅入居者向けの総合保険です。
- 「入居者損害安心保険プラスⅢ」では、家財保険、費用保険、修理費用保険を対象としています。
- 「入居者賠償責任安心保険プラスⅢ」では、借家人賠償責任保険、個人賠償責任保険を対象としています。
- 商品の内容はこの約款に定めるとおりであり、約款の構成は、第1章に全体に係る総則、第2章以下に各保険固有の条項を定めています。
- 当会社は保険契約が成立したときは、その契約内容を加入内容確認証として電子的方法によりただちに提供します。また、保険契約者から請求のある場合には遅滞なく保険証券を交付します。

第2条（用語の意味）

この約款で使っている用語の意味は、「別表1 用語の意味一覧表」に定めるとおりです。

第3条（保険期間）

保険期間は、加入内容確認証に記載の初日の0時に始まり、末日の24時に終了します。ただし、保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（被保険者の範囲）

- この保険契約における被保険者は、加入内容確認証に記載の入居者、その同居の親族および賃貸借契約上の同居人となります。ただし、入居者賠償責任安心保険プラスⅢ条項における被保険者には、責任無能力者を含みません。
- 前項における被保険者との間柄は、損害の原因となった事故が生じた時点におけるものとしします。
- 事故発生時において、第1項に掲げる被保険者以外の者が被保険者とともに入居物件に居住していたとしても、被保険者を含みません。

第5条（複数契約の取扱い）

この保険契約の被保険者は、重複して当会社の同種の保険契約の被保険者となることはできません。また、当会社の同種の保険契約の被保険者は、重複してこの保険契約の被保険者となることはできません。

第6条（契約申込時の告知義務）

- 保険契約者または被保険者となる者は、保険契約締結の際、危険（損害発生の可能性をいいます。）に関する重要な事項のうち、他の保険契約等に関する事項など当社が保険契約申込書の記載事項とすることによって告知を求めたもの（他の保険契約等には当会社の他の保険契約を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、事実を告げなければなりません。
- 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または不実のことを告げた場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ①前項の事実がなくなった場合
 - ②当会社が保険契約締結の際、前項の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
 - ③当会社が前項の事実を知ったときから1ヶ月以内に解除をおこなわなかった場合または保険契約締結の時から5年を経過した場合（注）当会社のために保険契約の締結の代理または媒介をおこなう者が事実の告知をすることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは不実のことを告げることを勧めた場合を含みます。
- 第2項の規定により保険契約を解除した場合は、保険期間の初日からその事由が生じた日までを既経過月数として、第13条（解約返戻金）の算出基準に準じ、当会社は保険料を返還します。
- 第2項の規定による解除が、保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第11条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は保険金を支払いません。この場合において、すでに支払われた保険金があるときは、当会社はその返還を請求することができます。

別表1 用語の意味一覧表 (50音順)

用語	意味
按分 (あんぶん)	他に保険・共済等の契約がないものとして算出した各保険・共済商品の支払保険金・共済金の合計額が、損害の額を超えてしまう場合には、「各保険・共済の支払保険金・共済金の合計額＝損害額」となるように各保険・共済会社の支払保険金を調整して支払われます。これを按分するといいます。
いたずら	第三者の行為により入居物件または保険の目的に破損、き損、汚損の損害を受けたことをいいます。
1事故あたりの支払限度額	1回の事故における補償の上限額をいいます。例えば、盗難による家財保険金での「1事故50万円を限度」とは、1事故あたりの補償の限度額を意味しており、1契約で被保険者が複数名の場合であっても、1事故の補償の限度額は50万円となります。
解除	いったん有効に成立した保険契約を一方的に解消することをいいます。当会社の約款では当社が一方的に解消することをいいます。
解約	保険契約者が保険契約を解除することをいいます。
火災	1.人の意図に反しまたは放火により発生すること 2.消火の必要がある燃焼現象であること 3.火元から他のものに引火し、さらに自力で燃え広がる現象であること 4.消火のために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とすること 以上に掲げた4つの要件が全部含まれているものを火災といいます。
家財	被保険者が所有する生活用動産で、入居物件内にあるものをいいます。
加入内容確認証	ご契約の内容をご確認いただくために提供する確認証です。ご契約いただきました補償内容や取扱代理店などを明示しております。
給排水設備	共用部分または入居物件専用の上水道設備(スプリンクラー設備・装置を含みます。)、下水道設備のことを指します。ただし洗濯機本体、エアコン(ドレン管を含みます。))は給排水設備には含みません。
原状回復	結果として生じている現在の状態を、それを生じさせた原因以前の状態に戻すことをいいます。
故意	結果の発生を認識しながらそれを容認して行為するという心理状態を言い、保険金取得を目的とした放火や自殺のためにおこった放火などがこれにあたります。
更新	保険期間の満了時に、新たに契約を結ぶことをいいます。
構内	入居物件の所在する敷地内を指します。
告知義務	保険契約申込者が保険を契約する際に、保険契約の条件を設定するための重要な事実を当会社に申し出る義務のこと、および重要な事項について不実のことを申し出てはならない義務のことをいいます。
債権	特定の相手方に対して、特定の財産上の行為(支払い)をおこなうよう要求できる権利をいいます。

用語	意味
再調達価額	現在所有する財物と同等の物を新たに購入するのに必要な金額をいいます。
先取特権	被害者が、被保険者に対する損害賠償請求権に関し、保険金について他の債権者に優先して弁済を受ける権利をいいます。
失効	保険契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した保険会社等が支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
重過失	少し注意すれば事故が起きなかったのに漫然と事態を見過してしまった場合を言います。過去の判例で次のような例が重過失と判断されています。 ・暖をとるために電気コンロをつけたまま眠り、寝具が触れて火災となった ・揚げ物の鍋を火にかけたまま台所を離れた間に油に引火して火災となった ・寝タバコが原因で火災となった ※軽度な過失であっても、それが2度目となると重過失という判例もあります。また、上記のような例であっても、状況によっては重過失と判断されない場合もあります。
心神喪失	精神機能の障害のため意思能力を欠く状態にあることをいいます。
親族	6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族を指します。(民法第725条)
責任無能力者	民法上、不法行為責任を負担しうる能力がない者をいいます。
全焼	火災による損害の額が被害物件の再調達価額の80パーセント以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいいます。
全損	損害の額が被害物件の再調達価額の80パーセント以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいいます。
損害の額	家財保険の目的などで被保険者から申告された被害物の損害内容を当会社が調査・査定し、算出・認定した金額のことをいいます。
損害賠償	他人に与えた損害を填補(てんぽ)し、損害がないのと同じ状態にすること。民法上、債務不履行と不法行為を主な原因とし、被害者はそれを請求する権利があります。
代位取得 (だいいいしゅとく)	第三者の行使できる権利を代わりに取得することをいいます。
第三者	被保険者と生計を共にする同居の親族以外の者をいいます。
建具	外部に面した玄関ドアや窓または入居物件内部のドアや引戸のことを指します。
通知義務	保険を契約した後、契約時の条件に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が当会社に連絡する義務のことをいいます。
当会社	この保険契約の引受会社をいいます。

用語	意味
当会社の同種の保険契約	入居者総合安心保険プラスⅢ、入居者総合安心保険プラス、テナント総合安心保険プラスをいいます。
入居物件	被保険者の借用する、保険契約申込書に記載された戸室(注)をいいます。 (注)共同住宅の場合は戸室を、戸建の場合はその建物をいい、これに付属する物置、車庫その他の付属建物を含みます。
入居物件からの退去	家財の搬出、鍵の返却が完了した状態(賃貸借契約の終了前後を問いません。)を指します。
入居物件の専用上水道管	戸室の止水栓から入居物件に入り込んだ内側の上水道管をいい、蛇口やシャワーヘッドまでを含みます。なお、入居物件内の給湯器および風呂釜については、水・お湯が通る熱交換器(ラジエーター)の部分のみ専用部分の上水道管に含むものとします。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊、またはその現象のことをいいます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
半焼	火災による損害の額が被害物件の再調達価額の20パーセント以上のもので全焼に該当しないものをいいます。
半損	損害の額が被害物件の再調達価額の20パーセント以上のもので全損に該当しないものをいいます。
被保険者	保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいいます。
不法行為	故意または過失によって他人の権利を侵害し、その結果他人に損害を与える行為をいいます。加害者は、その損害を賠償する責任を負います。
暴動	群集または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
保険期間	保険申込書に記載された補償期間をいいます。当社が責任を負う期間のことで、この期間内に保険事故が発生した場合のみ当会社は保険金を支払います。
保険金	保険事故により損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。
保険金額	保険契約において設定する契約金額のこと。保険事故が発生した場合に、当社が支払う保険金の限度額となります(ただし、保険金の内容によっては別個の制限額の設定があります。)
保険契約	保険契約申込者の申込みを当社が承諾することにより成立する契約のことをいいます。
保険契約者	自己の名前で当社と保険契約を締結した人をいいます。保険契約者は、保険料を支払う義務があります。
保険契約申込書	保険を契約する際に、保険契約申込者が署名または記名押印し、当会社に提出する書類のことをいいます。

用語	意味
保険の目的	保険をかける対象のことをいいます。この商品の「家財保険の目的」とは被保険者の所有する家財を指します。
保険料	被保険者の被る危険を当社が負担するための対価として、保険契約者が当社に支払う金銭のことをいいます。
窓ガラスの熱割れ	気温差による窓ガラスのひび割れをいいます。
無効	契約の効果がはじめから無いことをいいます。
免責	保険金が支払われない保険契約上の事由をいいます。たとえば、戦争や内乱によって生じた事故、保険契約者などが自ら招いた事故、地震、噴火、津波等による事故などによる損害については保険金を支払わないものがあります。
免責金額	保険金が支払われる事故が生じた場合に、当社が保険金を支払わない範囲を指し、被保険者が自己負担をする金額をいいます。
持ち出し家財	入居物件から旅行等により一時的に持ち出した家財のこと。ただし、入居物件およびその構内以外で、被保険者が所有あるいは賃借しているトランクルーム(貸倉庫)などに保管している被保険者所有の生活用動産を除きます。
約款 (やっかん)	保険契約の条文のことをいいます。
床上浸水	起居など生活するために必要な床(フローリング、畳などの部分であり、玄関や土間のたたきの部分は除きます。)を超えて浸水することをいいます。

別表2 短期率表

1年目			2年目		
経過月数	1年契約	2年契約	経過月数	1年契約	2年契約
1	64%	79%	13	-	38%
2	58%	75%	14	-	34%
3	52%	72%	15	-	31%
4	46%	68%	16	-	27%
5	41%	65%	17	-	24%
6	35%	62%	18	-	21%
7	29%	58%	19	-	17%
8	23%	55%	20	-	14%
9	17%	51%	21	-	10%
10	12%	48%	22	-	7%
11	6%	44%	23	-	3%
12	0%	41%	24	-	0%

別表3 重複契約の場合の支払按分計算について

支払責任額の合計額	他の保険契約の支払基準	損害保険金の額	支払限度額
①それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払保険金の合計額が、第30条各項に定める家財保険金の事故種類ごとの支払限度額をこえない場合	－	この保険契約の支払責任額	－
②それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払保険金の合計額が、第30条各項に定める家財保険金の事故種類ごとの支払限度額をこえる場合	イ：再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定のある保険契約のみ	$\text{第30条各項の支払限度額} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{この保険契約で実際に支払う家財保険金}$	他の保険契約がないものとして算出した支払保険金
	ロ：再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がない保険契約のみ	$\text{第30条各項の支払限度額} - \text{再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がない他の保険契約によって支払われるべき損害保険金の額} = \text{この保険契約で実際に支払う家財保険金}$	
	ハ：上記イ・ロの保険契約が同時に契約されている場合	$\left. \begin{array}{l} \text{再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がない他の保険契約によって支払われるべき損害保険金の額} \\ \text{第30条各項の支払限度額} \end{array} \right\} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がない他の保険契約によって支払われるべき支払責任額の合計額}} = \text{この保険契約で実際に支払う家財保険金}$	

●費用保険、修理費用保険および賠償責任保険

支払責任額の合計額	他の保険契約の支払基準	損害保険金の額	支払限度額
①それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、第36条、第38条、第41条、第45条に定める支払限度額をこえない場合	－	この保険契約の支払責任額	－
②それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、第36条、第38条、第41条、第45条に定める支払限度額をこえる場合	－	$\text{第36条、第38条、第41条、第45条に定める支払限度額} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{この保険契約で実際に支払う支払保険金}$	他の保険契約がないものとして算出した支払保険金

I 全般に関する事項

1. サービスの利用規約について

- (1)本サービスは、本サービスの対象のご契約にご加入いただいたお客さまのみがご利用いただける『付帯サービス』です。
- (2)本利用規約は、弊社が提供する本サービスに関する事項を定めたものです。

2. サービスの提供内容

- 本サービスは以下のサービスから構成されます。
- ①水回りのトラブル・駆けつけサービス
 - ②カギのトラブル・駆けつけサービス
 - ③ガラスのトラブル・駆けつけサービス

3. サービスの対象建物

本サービスは、本保険契約における入居物件のうち、被保険者（保険の対象の所有者）が専有・占有する居住部分を対象とします。

4. サービスの適用地域

- (1)本サービスは、日本国内でのみ適用されます。
- (2)一部の離島等の地域では本サービスの提供ができない場合があります。

5. サービスの対象期間

対象となる保険契約の保険期間が本サービスの対象期間となります。

6. サービスを提供できない場合

- (1)本サービスは、以下の事項に該当する場合には提供することができません。
 - ①故意または重大な過失によって生じたトラブル
 - ②地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする場合
 - ③戦争または暴動を原因とする場合
 - ④風災や水災などの自然災害を原因とする場合
- (2)お客さまご自身で業者を手配された場合は本サービスの対象外となります。

7. サービスをご利用いただく際のご注意事項

- (1)本サービスは、株式会社プレステージ・インターナショナルに委託しています。
- (2)本サービスは、委託会社と提携する専門業者（以下「提携業者」といいます。）をお客さまにご紹介し、利用料金の一部または全部を弊社が負担するものです。
- (3)本サービスを利用する際は、必ず「住まいの応急サービス 専用デスク」までご連絡ください。（事前に連絡がなく業者を手配された場合は、本サービスの対象外となります。）
- (4)本サービスを提供する際、お客さまの契約状況を確認し、本サービスの提供に必要な契約内容やお客さまの情報を提携業者へ連絡します。
- (5)本サービスのご利用後に、本サービスの対象のご契約にご加入いただいていないことが判明した場合は、後日費用を請求させていただきます。
- (6)交通事情、気象状況等により、サービスの着手にお時間がかかる場合またはサービスの提供ができない場合があります。
- (7)本サービスでは、部品交換や特殊対応が不要な30分程度の応急処置を行います。部品交換や特殊対応が必要な作業、30分を超える超過作業、およびサービス提供範囲外の作業を行う場合の費用はお客さまのご負担となります。
- (8)パッキン・トイレタンク内の部品以外の部品交換等が生じる場合は、管理会社や所有者の承認を得てからの作業となります。
- (9)サービス内容が予告なく変更される場合などがございますので、あらかじめご了承願います。

II サービスの提供範囲

1. 『水まわりのトラブル・駆けつけサービス』の提供範囲

- (1)トイレや台所・浴室・洗面所等の給排水管の詰まり、蛇口・排水パイプ等からの水漏れが生じた場合に提携業者の手配を行い、詰まりの除去や水漏れを止めるための応急処置を実施します。（部品交換等を伴う本格的な修理にかかる費用については、サービスの対象外となりお客さまのご負担となります。）
- (2)応急処置に必要な費用には、出張費・作業代を含み、パッキン等の部品代を除きます。
- (3)部品交換に関する部品代・作業代等の費用はお客さまのご負担となります。
- (4)便器等の脱着作業に関する費用はお客さまのご負担となります。
- (5)マンションやアパート等の集合住宅における共用部分および公共機関等の管轄部分に生じた詰まり、水漏れは本サービスの対象外となります。
- (6)給排水管の凍結を原因とする場合は本サービスの対象外となります。
- (7)屋外の水道など同一敷地内の居住部分以外で生じた詰まり、水漏れは本サービスの対象外となります。
- (8)機能付き便座・エアコン・給湯器等の水のトラブルは本サービスの対象外となります。

2. 『カギのトラブル・駆けつけサービス』の提供範囲

- (1)カギを紛失した場合等に提携会社の手配を行い、応急処置として出入口（玄関等）の解錠作業を行います。
- (2)解錠のご依頼は、契約者または被保険者から入電があった場合のみお受けいたします。
- (3)お客さまご自身の写真付き身分証明の開示ができない場合には、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。
- (4)サービスの対象は出入口の錠に限りです。建物内のドアの解錠、物置・倉庫などの解錠は本サービスの対象外となります。また、マンションやアパート等の集合住宅における共用部分のエントランス等の解錠も対象外となります。
- (5)錠およびドアの種類によっては解錠作業ができない場合があります。
- (6)Wロック等（玄関に複数施錠）の場合は、1 つのみ解錠が無料となります。
- (7)ホームセキュリティなどにご加入されている場合などは、ご加入の警備会社へ作業を依頼させていただく場合があります。
- (8)解錠には、警察の立ち合いを求める場合があります。

3. 『ガラスのトラブル・駆けつけサービス』の提供範囲

- (1)外気とお部屋を区切るガラス製の窓もしくはガラス付きドアが破損、ひび割れの場合に清掃及び養生を行います。
- (2)養生作業とはベニア板などで補強し雨風を防ぐ作業となります。速やかに管理会社および所有者へのご連絡をお願いします。
- (3)ガラス交換は管理会社・所有者の承認が無いと対応できません。
- (4)台風などの自然災害を原因とするトラブルは本サービスの対象外となります。
- (5)天窓など高所作業のトラブルは本サービスの対象外となります。

本保険契約には、上記のサービスが付帯されております。

●住まいの応急サービス
水まわり・カギ・ガラスのトラブルでお困りの緊急時**24時間365日**対応いたします。
住まいの応急サービス専用デスク **0120-087-873**
受付時間：24時間365日



ご契約内容はマイページにてご確認ください

弊社では、CO₂排出量の削減や、紛失・不着等のリスクからお客さまの個人情報を保護することを目的として、ご希望いただいたお客さま以外には保険証券等を発行しておりません。ご契約内容は普通保険約款に定めるとおり、加入内容確認証としてお客さま専用サイト(マイページ)に提供しておりますので、ご契約が成立した際にはマイページをご確認ください。

マイページで確認いただけるもの

加入内容確認証	ご契約されたお客さまごとに、ご契約内容や取扱特約店などをご確認いただけます。 ※インターネットをご利用されない方など、保険証券をご希望の場合は弊社までお申しつけください。
約款	ご加入契約の普通保険約款および特約をご確認いただけます。

マイページへのログイン方法

マイページへは、右記URLより、「WEB手続シート」または「引受通知書」に記載のID・パスワードを入力し、ログインしてください。

※ご契約が成立するまでご契約内容をご確認いただくことはできません。
※Webブラウザによっては表示されない場合がございます。

マイページへはこちらから

<https://mypage.eternity-ins.net>

※アドレスを直接入力する際は、「https://」からご入力ください。



◆弊社ホームページからもアクセスいただけます

エタニティ 保険 検索

引受少額短期保険業者:幹事会社



エタニティ ETERNITY
少額短期保険株式会社

近畿財務局長(少額短期保険)第7号
〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜3-1-22
URL <http://www.eternity-ins.com/>

非幹事会社

株式会社 全管協共済会

関東財務局長(少額短期保険)第16号
〒100-0004 東京都千代田区
大手町2-6-1 朝日生命大手町ビル17F
URL <http://www.zk2.jp/>

ネットライフ火災少額短期保険株式会社

東北財務局長(少額短期保険)第7号
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区
本町1-11-1 HF仙台本町ビルディング8F
URL <http://netlifekasai.co.jp/>

お問い合わせ先

- ご契約を解約される場合
解約受付センター 0120-051-730
(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く 9:00~17:00)
- 事故が発生し、保険金請求する場合
保険金請求受付センター 0120-370-671
(24時間365日受付)
- ◆この保険に関するご意見・ご相談受付窓口
お客さま相談窓口 0120-945-228
(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く 9:00~17:00)

- ご契約内容についてのご照会等は、引受少額短期保険業者にお申し出ください。
- 取扱特約店は引受少額短期保険業者との委託契約に基づく募集人として、保険契約の締結の媒介をおこないます。
- 「安心保険プラスⅢスーパー」は「入居者総合安心保険プラスⅢ」のペットネームです。